学校再開にあたって

３月２日からの長期におよぶ臨時休業により、子どもたちはもちろんですが、保護者の皆様におかれましても、お子様の健康管理や学習の進み方等の不安を抱えながら過ごされたことと思います。子どもたちにとって、心身ともに著しい成長を遂げる大切なこの時期に、大きな負担をかけてしまったことは、大変心が痛む思いであります。そうした状況の中で、ご家庭でお子様を見守り励ますとともに、学校での学習課題の受け渡し等にもご協力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

５月２５日に埼玉県ではようやく緊急事態宣言が解除され、６月１日から学校の教育活動を再開することになりました。再開にあっては、感染症拡大防止策を講じたうえで、分散による登校から通常登校へと段階的に教育活動を進めてまいります。

国の緊急事態宣言が解除されましたが、気を緩めてしまうと再び感染が拡大してしまう可能性もありますので、〇児童生徒の健康管理の徹底、〇マスク着用の徹底、〇「３つの密」の回避、〇手洗い等の徹底、〇環境衛生管理の徹底、等の感染症拡大防止策に取り組んでまいりますので、ご家庭においてもご協力をいただきますようお願いいたします。

各小中学校におきましては、これまで教育活動の再開に向けて準備を進めてまいりましたが、一日も早く子どもたちが安心して笑顔あふれる学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。引き続き学校教育に対しまして、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

令和２年６月１日

草　加　市　長　　浅　井　昌　志

草加市教育委員会教育長　　髙　木　宏　幸

学校・家庭における感染症拡大防止策について

【１　児童生徒の健康管理の徹底】

＜学校では＞

・家庭と連携し、朝夕の検温及び健康状態を確認します。
・登校後に児童生徒が体調不良となった場合は、家庭に連絡します。

＜家庭では＞

・規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努めてください。
・毎日、健康観察カードを活用し、検温等を行ってください。
・登校後に体調不良となった場合には、速やかにお迎えに来てください。
・感染が疑われる場合には、学校にご連絡ください。
・体調不良（発熱、咳等のかぜの症状、倦怠感がある等）の場合、登校させないようにしてください。
　この場合は、当分の間、「出席停止等」となり、欠席の扱いになりません。

【2　マスク着用の徹底】

＜学校では＞
- 登下校中及び校内では、飛沫感染防止の観点から、教職員、児童生徒にマスクを着用させます。
- 熱中症対策として、児童生徒にはこまめに水分補給させ、健康状態を把握します。

＜家庭では＞
- 登校時には、マスクを着用させてください。
- 外出する際は日ごろからマスクを着用するようにしてください。

【3「3つの密」の回避】

＜学校では＞
- 可能な限り、常時２方向の窓を開放し換気を行います。
- 不必要な身体接触を避けるようにします。（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）
- 授業時や給食時に児童生徒が対面にならないようにします。
- 発達段階に応じて、新型コロナウイルスに関する正しい知識を指導します。

＜家庭では＞
- お子様の状況に合わせて「３つの密」を避ける等の感染防止策を確認してください。

【4　手洗い等の徹底】

＜学校では＞
- 流水と石けんによるこまめな手洗いを励行します。
- 給食の配膳を児童生徒の当番に行わせる場合には、手洗い及び手指の消毒を徹底します。

＜家庭では＞
- 食事の前、外から家に入るとき、トイレの後等に手洗いをさせてください。
- 毎日、洗濯済みのタオルやハンカチを持たせてください。

【5　環境衛生管理の徹底】

＜学校では＞
- 児童生徒が触れる共有箇所（ドアノブ・手すり・スイッチ等）は１日１回以上の消毒をします。
- 廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法（右側通行等）を徹底します。

＜家庭では＞
- 保護者の方が学校に来校される際には、マスクの着用をお願いします。

〒340-8550　草加市高砂 1-1-1　草加市教育委員会学務課
電話：048-922-2674　FAX：048-928-1178